

関門航路(南東水道地区)整備における灯浮標一時移設・復旧工事のお知らせ

次のとおり「下関南東水道第二号灯浮標」の一時移設・復旧工事を実施しますので、付近を航行する船舶は十分な注意と工事への協力をお願い致します。

1. 灯浮標一時移設・復旧位置及び期間 (気象等の影響により幾弱変わる事があります。)

灯浮標名称	種別	作業船種	隻数	期間	作業時間	位置	備考
下関南東水道第二号灯浮標	移設	クレーン付台船 潜水士船 警戒船	1隻 1隻 2隻	平成30年3月上旬	日の出 ～ 日没	N 33° 55' 28.3" E 131° 05' 13.7"	告示位置より推薦航路ラインに沿って、第三号灯浮標方向へ500mの位置
	復旧	クレーン付台船 潜水士船 警戒船	1隻 1隻 2隻	平成30年6月上旬	日の出 ～ 日没	N 33° 55' 37.7" E 131° 04' 57.8"	告示位置と同じ

※予定期間の詳細又は変更については、関門航路事務所ホームページにてお知らせします。
(<http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/kanmon/>)

2. 灯浮標一時移設・復旧場所 …… 南東水道地区(図-1参照)

3. 灯浮標一時移設・復旧作業の概要及び安全対策

【作業概要】

- 1) 灯浮標のシンカーは、潜水士により玉掛けを行い、クレーン付き台船にて吊り上げ、台船上に仮置きします。(図-2参照)
- 2) 灯浮標は、クレーン付き台船上へ仮置き又は横抱きし、移設場所へ運搬し設置を行います。(図-2参照)

【安全対策】

- 1) クレーン付き台船には、海上衝突予防法の規定による形象物(黒色:球形、ひし形、球形)を掲げ、作業中は作業区域の四隅に玉ブイを設置します。(図-3, 4参照)
- 2) 潜水士船には、海上衝突予防法の規定による国際信号旗(A旗)を示す信号板を掲げ、作業中であることを明示します。(図-5参照)
- 3) 作業中は、作業船団の周辺に警戒標識(緑、黄、緑の吹き流し)を掲げた警戒船2隻(うち1隻は国際VHF無線を装備したもの)を配置します。(図-6参照)
- 4) 1万GT以上の東航船及び西航船が通航する場合は作業しません。
- 5) 現地の天候により危険と判断した場合は作業を中止します。(視界2,000m未満、波高0.7m以上、風速10.0m/sec以上)

4. 情報の提供

作業情報は、下記で取り扱っています。

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3丁目7-38

国土交通省 九州地方整備局 関門航路事務所 海洋環境・防災課

TEL 093-512-8099 FAX 093-512-8106

